

個人用墜落保護システムについての教育に関する米国・英国の規制の概要

厚生労働省安全衛生部安全課
建設安全対策室

米 国（OSHA規則の主な規制（仮訳））

- 事業者は墜落の危険にさらされる労働者に墜落保護の教育を提供すること。墜落の危険を認識しそれを最小化する方法を教育すること。
<29 CFR 1926^{*1}.503(a)(1)>
- 事業者は教育を提供したことを書面（名前その他の訓練を受けた労働者を特定する情報、教育実施日、教育実施者あるいは事業者の署名が必須）で証明しなければならない。<29 CFR 1926.503(b)(1)>
- 教育を受けた労働者が理解と技術が十分でないと判断する場合、事業者は再度、当該労働者に教育を行うこと。また、例えば、現場の状況が変わって教育の内容が十分でなくなった場合、墜落保護システム・装備が変わった場合などは再度の教育が必要。
<29 CFR 1926.503(c)>
- フォールアレストシステムの保護具を使用する前に、保護具の適用限界や適切な使用方法について労働者に教育すること。保護具の適切な使用や点検、保管ができるように労働者に教育すること。<29 CFR 1915^{*2}.159(d)>
- ワークポジショニングシステムを使用する前に、保護具の適用限界や適切な使用方法、点検、保管について労働者に教育すること。<29 CFR 1915.160(d)>

1. Safety and Health Regulations for Construction : 建設工事に適用される

2. Occup. Safety and Health Standards for Shipyard Employment : 造船に適用される

英 国（WAHR※³の規制（仮訳））

- 個人用の墜落保護システムは着用者や着用する可能性のある者が、救助方法も含めて十分な訓練を受けている場合にのみ、使用できる。

3. The Work at Height Regulations 2005:高所作業一般に適用される。